

# 栃木県版

## まん延防止等重点措置

### 期間

令和3(2021)年10月1日(金)

～

令和3(2021)年10月14日(木)

## 実施内容

緊急事態宣言解除後も引き続き感染防止対策が必要であることから、「県版まん延防止等重点措置」として、新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項により県民等に対して要請を行うとともに、必要な協力を働きかける。

## 措置区域

### 【基本的な考え方】

人口10万人当たりの1週間新規感染者数が15人以上(ステージ3)  
かつ

実数が15人以上の市町

※上記該当市町と生活圏が一体である市町は措置区域とする

**< 4 市 > 足利市・栃木市・佐野市・小山市**

※措置区域以外の市町においても、感染リスクを回避する行動の徹底等を促進するため、同法第24条第9項による要請等を行う。

## 期 間

**令和3年10月1日(金)～10月14日(木)**

**措置区域**

**措置区域以外**

共通の要請等

## ●県民に対する協力要請①【特措法第24条第9項】

措置区域

措置区域以外

※下線部は基本的対応方針の改正に伴い、従前の要請から変更された内容

- 混雑している場所や時間を避けて少人数で行動すること
- 県内外の移動について、移動先の要請内容及び感染拡大状況を確認の上、慎重に判断すること
- 都道府県間の移動に際しては、基本的な感染防止策を徹底する  
ワクチン接種が完了していない(2回目接種から2週間経過していない)方等については検査を推奨
- マスクの着用、換気をはじめ、3密の回避や手洗いなど、基本的な感染防止対策の徹底
- 「3密」が重なる場面はもとより、「密閉」、「密集」、「密接」のそれぞれについて徹底的に回避すること  
(「会話する＝マスクする」運動(特に会食の場における適切なマスク着用)を展開)
- 感染リスクが高まる「5つの場面」での注意
- 体調が悪い場合は、仕事は休む
- 施設に応じた感染防止対策の徹底が行われていない場所への外出を避ける
- 外出時は、感染のリスクを避ける行動をとる
- ハイリスク者(高齢者、基礎疾患を有する方)は上記取組を特に徹底する
- ワクチン接種者も上記取組を行う

(特に飲食の際は)

- ・ 感染防止対策が徹底されていない飲食店等や営業時間短縮の要請に応じていない飲食店等の利用を控える
- ・ 営業時間の短縮を要請した時間以降、飲食店等にみだりに出入りしない
- ・ 飲食店、カラオケ店等を利用の際は、飲食店、カラオケ店等の感染防止対策に協力する  
<カラオケ店>飲食を主として業としていない店舗において、利用者の密を避ける、換気の確保等、業種別ガイドラインを遵守し、感染対策を徹底すること。
- ・ 5人以上の飲食・飲酒やパーティー及びこれに類するものについては自粛する
- ・ 4人以下であっても、普段会わない人との長時間又は酒類を伴う飲食は慎重に判断を
- ・ 路上・公園等における集団での飲酒など、感染リスクが高い行動を控える

飲食は  
「とちまる安心認証店」で！



「会話する＝マスクする」運動  
(特に会食の場における適切なマスク着用)

カ イ ワ ス ル ハ マ ス ク ス ル  
会話する＝マスクする

つい忘れがちです。いつも心がけましょう。

会話するとき、マスク忘れていませんか？

- 食事中
- 休憩室
- 喫煙スペース
- コーヒーブレイク
- 更衣室



- 在宅勤務（テレワーク）等の推進状況を踏まえた柔軟な働き方への対応を行うこと
- 業種ごとの感染拡大予防ガイドラインの徹底や「会話する＝マスクする」運動への参加等、**感染拡大防止のための適切な取組の実施**  
特に、職場での「居場所の切り替わり」（休憩室、更衣室、喫煙室等）に注意
- **職場関係の5人以上の会食を控える**
- 「新型コロナウイルス感染防止対策取組宣言」の実施
- その他、まん延を防止するために必要な措置の実施

- 従業員への検査推奨
- 入場者の整理・誘導
- 発熱その他の症状のある者の入場の禁止
- 手指消毒設備の設置
- 事業を行う場所の消毒
- マスク着用その他感染防止に関する措置の周知
- 正当な理由なくマスク着用等の感染防止措置を講じない者の入場の禁止（すでに入場している者の退場も含む）
- 施設の換気を行う
- アクリル板等の設置又は利用者の適切な距離の確保等の飛沫感染防止に効果のある措置を講じる
- 新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）及びとちまる安心通知の利用を呼びかける
- 同一グループの入店は、原則4人以内
- 滞在時間の制限（2時間程度を目安）などにより同時に多数の人が集まらないようにする
- 店内では大声での会話を避けるよう注意喚起を行う（会話する＝マスクする）

# ● イベントの開催についての要請【特措法第24条第9項】

措置区域

措置区域以外

## 【人数上限等】

○ 収容率又は人数上限のいずれか小さい方を限度とする。

	収容率	人数上限	開催時間
大声での歓声、声援等がないことを前提としうる場合	100%以内※1	5,000人以下 又は 収容率50%以内(≤10,000人) のいずれか大きい方	21時まで※4
大声での歓声、声援等が想定される場合	50%以内※2,3		

※1 収容定員が設定されていない場合は、密が発生しない程度の間隔（最低限人と人が接触しない程度の間隔）を空ける。

※2 異なるグループ又は個人間では座席を1席は空け、同一グループ内（家族等の日頃行動を共にするグループ。5人以内に限る。）では座席間隔を設けなくともよい。このため、収容率は50%を超える場合がある。

※3 収容定員が設定されていない場合は、十分な人と人との間隔（1m）を要する。

※4 無観客で開催される場合は、開催時間短縮の対象とならない。

## 【留意事項】

- イベント開催についての要請は緊急事態宣言解除後1ヶ月（10月30日まで）の経過措置であることに留意
- 全てのイベントにおいて「イベント開催時の必要な感染防止策」（別紙）を主催者が徹底するとともに、参加者も十分理解すること
- イベント関連施設及びイベントを開催する必要がある施設への協力依頼を踏まえた感染防止対策に取り組むこと
- 全国的な移動を伴うイベント又は参加者が1,000人を超えるイベントについては、事前に県の所管課に相談の上、感染状況やイベントの態様等から適切に判断すること

# 措置区域

< 4 市 >

足利市・栃木市・佐野市・小山市



### 対象施設 ※1

食品衛生法上における飲食店営業許可を受けている店舗  
〔飲食店〕 飲食店（居酒屋を含む）、喫茶店等（宅配・テイクアウトサービスを除く）  
〔遊興施設〕 キャバレー、カラオケボックス等  
〔結婚式場〕 結婚式場（※2）

とちまる安心認証取得店は  
営業時間 5時から21時まで  
酒類提供 11時から20時まで

### 要請内容

- ・ 営業時間は**5時から20時まで**とする。
- ・ 酒類の提供は**11時から19時30分まで**とする。
- ・ 同一グループの入店は、原則4人以内とする。
- ・ 飲食を主として業としている店舗等及び結婚式場では、カラオケ設備の利用を行わない
- ・ 業種別ガイドラインを遵守する。
- ・ その他、まん延を防止するために必要な措置の実施

- ・ 従業員への検査推奨
- ・ 入場者の整理・誘導
- ・ 発熱その他の症状のある者の入場の禁止
- ・ 手指消毒設備の設置
- ・ 事業を行う場所の消毒
- ・ マスク着用その他感染防止に関する措置の周知
- ・ 正当な理由なくマスク着用等の感染防止措置を講じない者の入場の禁止（すでに入場している者の退場も含む）
- ・ 施設の換気を行う
- ・ アクリル板等の設置又は利用者の適切な距離の確保等の飛沫感染防止に効果のある措置を講じる
- ・ 新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）及びとちまる安心通知の利用を呼びかける
- ・ 滞在時間の制限（2時間程度を目安）などにより同時に多数の人が集まらないようにする
- ・ 店内では大声での会話を避けるよう注意喚起を行う（会話する＝マスクする）

※営業時間短縮の要請にご協力いただいた事業者には、協力金を支給

※1 ネットカフェ、マンガ喫茶等、夜間の長時間滞在を目的とした利用が相当程度見込まれる施設は対象外とする。

※2 結婚式をホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る）で行う場合も同様の条件を求める。

# ●飲食店等以外の施設への協力依頼

(Ⅰ) イベント関連施設 (Ⅱ) イベントを開催する場合がある施設

施設の種類	内訳（施設の例）	協力依頼内容
劇場等	劇場、観覧場、演芸場、映画館 など	<div style="border: 1px dashed black; padding: 10px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> <p>法に基づかない働きかけ</p> </div>
集会場・展示場	集会場、公会堂、展示場、貸会議室、文化会館、多目的ホール	<p>&lt; 営業時間 &gt; 5時から21時までとする</p>
ホテル・旅館	ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る）	<p>&lt; 収容人数 &gt; 「イベントの開催についての要請」の人数上限等と同基準とする</p>
運動施設 遊技施設	体育館、水泳場、ボウリング場、スポーツクラブ など	<p>&lt; その他 &gt; 人数管理、人数制限、誘導等の入場者の整理等を徹底</p>
博物館等	博物館、美術館 など	

## ●飲食店等以外の施設への協力依頼

(Ⅲ) 参加者が自由に移動でき、入場整理等が推奨される施設

施設の種類	内訳（施設の例）	協力依頼内容
商業施設	大規模小売店、ショッピングセンター、百貨店など物品販売業を営む店舗 （生活必需物資を除く）	<div style="border: 1px dashed black; padding: 10px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> <p>法に基づかない働きかけ</p> </div>
遊技施設	マージャン店、パチンコ店、ゲームセンター など	<p>&lt; 営業時間 &gt; 5時から21時までとする</p>
遊興施設	性風俗店、個室ビデオ店、ライブハウス など	<p>&lt; その他 &gt; 人数管理、人数制限、誘導等の入場者の整理等を徹底</p>
サービス業	エステサロン、ネイルサロンなど （生活必需サービスを除く）	